

砂川市訓令第33号

令和5年7月24日

砂川市飼料価格高騰酪農緊急対策給付金交付要綱を次のように定める。

砂川市長 飯 澤 明 彦

(別 紙)

砂川市飼料価格高騰酪農緊急対策給付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この訓令は、営農に必要な家畜の飼料価格高騰による経費の負担を軽減するため、酪農経営者に対して給付金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(給付金の交付対象者)

第2条 給付金の交付対象者は、酪農経営者であつて、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 砂川市内に住所を有する者
- (2) 市税の滞納がない者

(給付金の交付対象牛)

第3条 給付金の交付対象となる牛（以下「交付対象牛」という。）は、交付対象者が飼養する牛であつて、次に掲げるものとする。

- (1) 令和5年2月1日時点で、月齢が26か月未満の育成牛及び子牛
- (2) その他市長が特に認めた牛

(給付金の額)

第4条 給付金の額は、交付対象牛1頭当たり14,000円とする。

(給付金の交付申請)

第5条 給付金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、砂川市飼料価格高騰酪農緊急対策給付金交付申請書兼請求書（別記第1号様式。以下「交付申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

(給付金の交付決定等)

第6条 市長は、交付申請書の提出があつたときは、その内容を審査し、給付金の交付の可否を決定し、砂川市飼料価格高騰酪農緊急対策給付金交付（不交付）決定通知書（別記第2号様式）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項に規定する給付金の交付の決定に当たり、交付の目的を達成するために必要な条件を付すことができる。

(給付金の交付)

第7条 市長は、前条に規定する給付金の交付決定をした後、速やかに給付金を交付するものとする。

(給付金の返還)

第8条 市長は、偽りその他不正の手段により給付金の交付を受けた者に対しては、交付した給付金

の全部又は一部の返還を求めることができる。

(その他)

第9条 この訓令に定めるもののほか、給付金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和5年8月1日から施行する。

(この訓令の失効)

2 この訓令は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに第7条の給付金の交付を受けた者に係る第8条の規定は、同日後もなおその効力を有する。

別記第1号様式（第5条関係）

砂川市飼料価格高騰酪農緊急対策給付金交付申請書兼請求書

年 月 日

砂川市長 様

申請人 住所
氏名又は法人名
法人の場合は代表者の職氏名

砂川市飼料価格高騰酪農緊急対策給付金交付要綱第5条の規定により給付金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

また、当該申請に当たり、市税の納税状況を調査することに同意します。

記

1 給付金の額 _____ 円

内訳

区分	飼養頭数	給付金額
育成牛		
子牛		
計		

2 振込先

金融機関名	
口座種別	普通 ・ 当座
口座番号	
(フリガナ)	
口座名義	

第 号
年 月 日

様

砂川市長

砂川市飼料価格高騰酪農緊急対策給付金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった砂川市飼料価格高騰酪農緊急対策給付金について、下記のとおり決定したので、砂川市飼料価格高騰酪農緊急対策給付金交付要綱第6条第1項の規定により通知します。

記

1 交付	砂川市飼料価格高騰酪農緊急対策給付金 円を交付します。
2 不交付	理由